

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	鹿児島本線広木・鹿児島中央間399k144m付近曙陸橋歩道橋新設に伴う照査設計
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 鹿児島国道事務所長 瀬戸 祐介 鹿児島県鹿児島市浜町2番5号
契約締結日	令和 7年10月27日
契約の相手方の 氏名及び住所	九州旅客鉄道（株）代表取締役社長 吉宮 洋二
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥ 7, 130, 000 -
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥ 7, 130, 000 -
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	鹿児島本線広木・鹿児島中央間399k144m付近曙陸橋歩道橋新設に伴う照査設計
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 鹿児島国道事務所長 瀬戸祐介 鹿児島県鹿児島市浜町2番5号
契約締結日	令和7年10月27日
契約の相手方の 氏名及び住所	九州旅客鉄道（株）代表取締役社長 古宮 洋二
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥7,130,000-
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥7,130,000-
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備考	

随意契約理由書

1. 件 名 : 鹿児島本線 広木・鹿児島中央間 399k144m 付近曙陸橋歩道橋新設に伴う照査設計

2. 履行場所 : 鹿児島県鹿児島市武

3. 随意契約の相手方 : 名称 九州旅客鉄道株式会社
住所 福岡市博多区博多駅前三丁目 25 番 21 号
電話 092-474-0747

4. 随意契約適用法令 : 会計法第 29 条の 3 第 4 項及び
予算決算及び会計令第 102 条の 4 第 3 号

5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 当該業務の目的

本業務は、鹿児島東西道路事業において、JR鹿児島本線と立体交差する曙陸橋歩道橋について、国において行った橋梁詳細設計成果について再度、設計照査を行うものである。

2) 当該業務の内容

本業務は、国において行った橋梁詳細設計について九州旅客鉄道株式会社に委託して設計照査を行うものである。

3) 随意契約に付する理由

本業務箇所の施工にあたっては、JR管理区域内において軌道敷きに近接して施工する必要があるため、施工においては鉄道運行に支障をおよぼしてはならず、常に安全かつ正確な施工が求められることから、鉄道技術に精通したものにて設計の照査を行う必要がある。

以上のことから、本業務箇所の履行にあたって必要な知識・経験・技術力を十分に有しております、的確で円滑に工事を遂行するためには、当該鉄道管理者である九州旅客鉄道(株)が唯一の契約相手と判断するものである。

このため、本工事は会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予算決算及び会計令第 102 条の 4 第 3 号により、九州旅客鉄道(株)と随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)

鹿児島国道事務所 工務課長